

日本学術振興会 外国人招へい研究者（長期）

平成22年度分・募集要項

平成21年3月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science : JSPS)は、学術の国際協力を推進するため、外国人研究者を我が国に招へいする事業を行っています。この事業は、我が国の研究者が外国人研究者を長期間招へいし、協力して研究を行うことを目的としています。

なお、本事業への申請は、外国人招へい研究者（長期）の受入を希望する我が国の研究者が行うものとします。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

3. 申請資格

以下に掲げる我が国の研究機関に所属する常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であって、外国人研究者の受入を希望する者。

※常勤職の位置づけについては、受入研究機関の定めによります。

- ① 大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人
- ④ 民間研究機関

※②～④については「機関コード一覧」(<http://www-shinsei.jps.go.jp/kikan-a/>)に掲載されている機関に限る。

4. 外国人招へい研究者（長期）の要件

我が国の大学の教授、准教授又は助教に相当する研究職歴を有する外国人研究者（原則として海外の学術研究機関の常勤研究者）で、我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う）。ただし、日本国籍を有する者でも、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学界で活躍している者を含みます。また、前記の研究職歴を有しない者でも、平成22年4月1日の時点で博士の学位取得後6年以上の者を含みます。

5. 採用予定数 約70名

6. 採用期間及び来日時期

- (1) 採用期間は2か月（61日）以上10か月以内とします。
- (2) 今回の募集は、下記の時期に来日する予定の外国人研究者を対象とします。

平成22年 4月1日～平成23年 3月31日

7. 本会支給経費（予定）

・外国人招へい研究者（長期）に対する経費（同伴者の経費は負担しません）

- (1) 渡航費 国際航空券で支給します（本会の規定によります）
- (2) 滞在費 月額 369,000円
- (3) その他 国内研究旅費（定額100,000円）、研究費（定額40,000円）、海外旅行傷害保険

・受入研究者に対する経費

受入協力費 定額 50,000 円

8. 申請手続

本事業の募集は電子申請システムを通じて受け付けます。その際、電子申請手続と併せて必要書類が提出された場合のみ、有効な申請となります。電子申請システムについての詳細は、「電子申請のご案内」ページ (<http://www.shinsei.jsps.go.jp>) を参照願います。

◎ 本事業の電子申請システムは、平成 21 年 7 月上旬から利用（アクセス）可能予定。（申請内容ファイルについては、本会ホームページよりダウンロード可能。）

1. 提出書類

申請者は、下記(1)の書類を整え、所属機関長へ提出してください。

所属機関長は申請をとりまとめ、下記(2)の書類を添付して、申請受付期間中に下記 14 の送付先に提出してください。

なお、使用する用紙は全て A4 判とします。申請に当たっては本会所定の様式を使用してください。

(1) 申請者（受入研究者）の準備する書類（所属機関へ提出）

- ① 外国人招へい研究者（長期）受入研究者申請書（様式 1）…………… 正本 1 部 写し 4 部
- ② 外国人招へい研究者（長期）候補者調書（様式 2）…………… 正本 1 部 写し 4 部

[注] 提出書類①及び②を番号順に一部ずつ重ねて左上をホチキスでとめ、これを 5 セット(1 セットは正本)提出してください。

(2) 申請者の所属機関の事務局において準備する書類

- ① 平成 22 年度外国人招へい研究者申請件数一覧（兼受入承諾書）…………… 正本 1 部
- ② 平成 22 年度外国人招へい研究者招へい研究者候補者リスト…………… 正本 1 部

2. 申請受付期間

平成 21 年 8 月 31 日（月）～ 9 月 4 日（金）（必着）

[注] 上記の受付期間は所属機関長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者が所属機関長に申請書類を提出する期限は、それより前であることが予想されるので注意してください。

9. 選考及び選考結果の通知

(1) 選考

- ① 選考は、本会の特別研究員等審査会において以下の審査方針に基づき行われます。

ホームページ「外国人招へい研究者（短期・長期）の選考方法」を参照してください。 <http://www.jsps.go.jp/j-inv/senko.html>

【審査方針】

- i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。
- ii) 招へいによって研究の推進が期待できること。
- iii) 申請者と招へい研究者との事前交渉などが明確で、研究計画が具体的であること。
- iv) 我が国の研究者と外国人研究者との共同研究等を目的とするものであること。
- v) 採用者の国籍、受入機関、専門分野はなるべくかたよらないこと。

(2) 選考結果の通知等

- ① 選考結果については、本会理事長から平成 21 年 12 月末頃申請機関の長を通じて文書で通知します。
- ② 採用となった外国人招へい研究者には、本会から関係書類を送付します。
- ③ 選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

10. 外国人招へい研究者及び受入研究者の義務

- (1) 受入研究者は、受入機関の事務担当者の協力を得て、外国人招へい研究者の滞在期間中の研究活動における受入体制を整えること。また、必要に応じて外国人招へい研究者の入国に関する手続、宿舍の確保、その他日本での生活における助言等を行うこと。
- (2) 外国人招へい研究者及びその受入研究者は、採用期間終了後 1 ヶ月以内に、別に定める様式によって報告書を提出すること。
- (3) 外国人招へい研究者は、本事業により研究発表等を行う場合には、本会の招へい事業である旨を明示すること。
- (4) 外国人招へい研究者は、採用期間中、本フェローシップに係る研究に専念し、報酬の有無にかかわらず他の業務に従事できない。

11. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、本事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。

なお、採用された場合、採用者氏名、研究課題名、研究に従事する機関、受入研究者の職・氏名及び研究報告書が公表されることがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合がありますので、あらかじめ承知願います。

12. 不正使用等に対する措置について

競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）、指導的立場を利用したセクシュアルハラスメント等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置を行います。

競争的資金等の適正な使用等については、別紙（「競争的資金等の適正な使用等について」）をご参照ください。

13. その他の注意事項

- (1) 外国人招へい研究者事業への申請は、受入研究者1人につき、短期事業・第1回、同第2回及び長期事業について、それぞれ1候補者限りとします。
- (2) 同一外国人招へい研究者（長期）候補者について2件以上申請することはできませんので、申請にあたっては候補者に事前に確認願います。
- (3) 同一人が、同時に本事業と外国人特別研究員事業の候補者となることはできません。
- (4) 申請に不備があるものについては、審査の対象としません。
- (5) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがある受入研究者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。
- (6) 本会は、軍事に直接係わる研究を支援しません。
- (7) 申請に関する詳細な注意事項等については、別添「申請書作成にあたっての注意事項（招へい長期）」等を参照願います。

14. 申請書類の送付先・連絡先

〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地 電話 (03)3263-2480

独立行政法人日本学術振興会人物交流課「外国人招へい研究者（長期）」担当

競争的資金等の適正な使用等について

2008年6月

国際事業部

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）等を踏まえ、国際事業部の各種公募事業について、以下のように取り扱うことといたします。

（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づく措置

本ガイドライン別紙にある『競争的資金等』の一覧等に該当する事業については、各研究機関において標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を文部科学省に提出することが必要です（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません）。

なお、当該措置の詳細及び具体の報告書の提出依頼については、文部科学省等からのお知らせに従って対応してください。

（2）不合理な重複・過度の集中の排除

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費等の減額（以下、採択の決定の取消し等とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(3) 競争的資金等の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成 20 年規程第 3 号「競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、競争的資金等の適正な管理・運営及び不正使用等の防止のため、国際事業部の各種公募事業について、不正使用等（※1）を行った研究者等については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの不正使用等とは、競争的資金等をその交付の目的又は契約内容等に違反して使用すること及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正使用等が明らかになった場合には、当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正使用等を行っていた者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等を一定期間交付しない。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正使用等の内容及び研究機関等が行った調査結果報告等を速やかに公表します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

日本学術振興会平成 18 年規程第 19 号「研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性を厳正に確保するため、国際事業部の各種公募事業について、不正行為（※2）を行った者については、以下の措置を執るものとします。

※2 ここでの不正行為とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金等を打ち切るとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正行為があったと認定された者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等への応募・申請を一定期間制限する。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表します。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から資金・経費等を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。